

鹿児島県オリジナル品種等のPRツール作製に関する業務委託 募集要領

1 公募の目的

鹿児島県内で育成，発見された農産物のオリジナル品種等のPRツール作製について，広く企画提案を募集する。

2 委託業務の内容

別添仕様書による。

3 事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県 農政部 農政課 かごしまの食ブランド推進室 ブランド対策班
郵便番号 890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
電話番号 099-286-3179
FAX番号 099-286-5587
電子メールアドレス brand@pref.kagoshima.lg.jp

4 応募に係る資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき，民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき，手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし，鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- (3) 暴力団等を構成員に含まない，また，暴力団等と取引がないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。

5 企画提案の募集期間

令和4年11月18日（金）から令和4年12月7日（水）

6 企画提案書等の提出場所等

- (1) 提出場所
3に同じ
- (2) 提出方法
電子メール又は持参又は郵便により提出（郵便により提出する場合は，配達を証明することができる郵便とすること。）
- (3) 提出期限
令和4年12月7日（水）午後5時15分必着

- (4) 提出書類
 - ア 応募書（様式1）
 - イ 企画提案書
 - ウ 費用見積書
 - エ 企画提案者の企業概要パンフレット等
 - オ 誓約書及び役員等名簿（様式2）
- (5) 提出部数
 - 6の(4)ア, オ 原本1部
 - 6の(4)イ～エ 8部（うち原本1部）
- (6) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。
- (7) 提出書類に用いる言語，通貨及び単位は，日本語，日本円，日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

7 企画提案書

- (1) 様式は自由とする。
- (2) 企画提案書は1案に限る。

8 委託業務の企画提案項目・内容

- (1) 事業内容（仕様書（案）に基づく具体的実施案）
- (2) 事業実施体制
- (3) 事業全体にかかるスケジュール 等

9 企画提案時の注意事項

今回示した業務委託の内容以外に，10の(2)の予算額の範囲内で，事業目的を達成するために有効と思われる事項があればあわせて提案すること。

10 費用見積書

- (1) 業務に要する経費の見積額を提示すること。
- (2) (1)の見積額（消費税及び地方消費税を含む。）は，次に掲げる予算額の範囲内であること。
金額 2,450,000円

11 企画提案の審査

- (1) 審査方法
 - 別に定める審査委員により組織された企画審査委員会が，10の(1)の見積額が(2)の予算額以内である提案を審査する。
 - 企画審査委員会は，6の(4)の提出書類について審査し，提出した者（以下「提案者」という。）の順位を定め，推薦委員会に報告し，契約者を特定する。

12 審査結果

企画審査委員会の審査結果は、各提案者に対し電子メール等により通知する。

13 質問書

本企画提案競技に関して疑義があるときは、質問書（様式3）を提出し、回答を受けることができる。なお、電話、来訪等による質問は受け付けない。

(1) 提出場所

3に同じ

(2) 提出方法

電子メール（添付ファイルは5MB以内とする）、ファックス（送信後、着信確認の電話をすること）、又は郵送により提出

(3) 提出期限

令和4年11月24日（木）午後5時15分必着

(4) 回答

質問書に対する回答は、令和4年11月28日（月）（予定）に県ホームページに公開することとし、その回答は、本要領又は企画提案仕様書の追加又は修正とみなす。

14 提案の無効

(1) 参加資格のない者がした提案は、無効とする。

(2) この要領に定める手続以外の手法により、提案者が審査委員又は関係者に本企画提案競技に関する援助を直接又は間接に求めた場合、その提案者の提案は無効とする。

(3) 提出された提案書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、提案は無効となることがある。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの

ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

15 その他

(1) 契約

推薦委員会において選定した提案者の代表者と業務委託契約の締結交渉を行う。原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて県との協議により提案された企画内容の修正・変更を行い、委託契約を締結するものとする。

なお、この企画提案競技に参加した者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、

契約の締結を行わないことがある。

(2) その他

ア 提案書類の作成，提出に要する経費は，全て提案者の負担とする。

イ 提出書類は，提案者に無断で使用しないが，審査作業に必要な範囲において複製を作成するものとする。

ウ 提出された提出書類は返却しない。

エ 本業務の実施に当たっては，業務を統括する責任者を定め，企画提案書に記載するものとし，特別の理由があると認められた場合を除き変更することができないものとする。